

## 技能・業務系人事制度の改正に伴う経過措置としての 特例の期間の延長について (案)

### 1 趣旨

豊富な経験を有する職員の人材活用を図る観点から、技能・業務系人事制度の改正に伴う経過措置としての特例について、その期間の延長を行う。

### 2 内容

特例(技能主任職昇任選考及び技能長職昇任選考の受験資格における年齢要件の上限部分を60歳未満とする各特例をいう。)の期間を2年間延長する。

### 3 適用時期

令和3年度から適用する。